

## 香取市地域公共交通協議会規約 改正（案）

## 別表（第4条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	香取市副市長
法第6条第2項第2号	千葉県香取 <u>土木事務所</u> 所長
	社団法人千葉県バス協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	株式会社千葉交タクシー 常務取締役営業部長
	千葉交通株式会社 常務取締役
	関鉄観光バス株式会社 専務取締役
	ジェイアールバス関東株式会社 八日市場支店長
	福田線バス路線をまもる会 会長
	東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長
	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
法第6条第2項第3号	香取警察署交通課 課長
	香取市高齢者クラブ連合会 会長
	市民代表
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 ( <u>企画調整</u> )
	千葉県総合企画部交通計画課交通企画室 室長

関係職員	総務部長
関係職員	企画財政部長
関係職員	健康福祉部長
関係職員	経済部長
関係職員	建設部長
関係職員	教育部長
関係職員	<u>小見川支所長</u>
関係職員	<u>山田支所長</u>
関係職員	<u>栗源支所長</u>

協議会規約別表（第4条関係）に係る委員名簿

条 項	団体名等	役職・氏名等	
法第6条第2項第1号	香取市	副市長 八木 貴弘	
法第6条第2項第2号	千葉県香取土木事務所	所長 滝浪 善裕	
	社団法人千葉県バス協会	専務理事 花崎 幸一	
	北総自動車株式会社	代表取締役 高橋 實	
	株式会社千葉交タクシー	取締役営業部長 藤田 信一	
	千葉交通株式会社	常務取締役 鶴澤 尚夫	
	関鉄観光バス株式会社	専務取締役 橋本 定廣	
	ジェイアールバス関東株式会社 八日市場支店	支店長 渡辺 道彦	
	福田線バス路線をまもる会	会長 植松 登志宏	
	東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅	駅長 田谷 志郎	
社会福祉法人香取市社会福祉協議会	事務局長 高橋 茂		
法第6条第2項第3号	千葉県香取警察署交通課	課長 小川 幹人	
	香取市高齢者クラブ連合会	会長 菅谷 長藏	
	市民代表	佐原地区	松川 忠史
		小見川地区	八角 和爾
		山田地区	林 浩美
		栗源地区	本宮 敏雄
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官 岩崎 英一	
千葉県総合企画部交通計画課交通企画室	室長 松鶴 照明		

関係職員

団体名等	役職・氏名等
香取市総務部	部長 寺島 雄一
香取市企画財政部	部長 瀬宮 洋嘉
香取市健康福祉部	部長 根本 義郎
香取市経済部	部長 石田 清隆
香取市建設部	部長 菅井 國郎
香取市教育部	部長 篠塚 純夫
香取市小見川支所	所長 黒田 芳男
香取市山田区支所	所長 鶴沢 清明
香取市栗源区支所	所長 澁谷 武男

事務局

団体名等	役職・氏名等
香取市企画財政部企画政策課	課長 石川 一美
香取市企画財政部企画政策課企画調整班	班長 宇井 正志
香取市企画財政部企画政策課企画調整班	副主幹 久保木 元枝
香取市企画財政部企画政策課企画調整班	主査 石毛 貴光
香取市企画財政部企画政策課企画調整班	主事 堀越 圭輔
香取市企画財政部企画政策課企画調整班	主事 平山 清直

## 香取市地域公共交通協議会規約

## (設置)

第1条 香取市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会は、事務所を千葉県香取市佐原口2127番地に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ? 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- ? 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- ? 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- ? 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第5条 会長は香取市副市長、副会長は国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し

必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、香取市企画財政部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成18年香取市条例第40号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年5月28日から施行する。